

令和7年度 第4回関市子ども・子育て会議 議事録

日 時：令和7年11月25日（火）15:00～17:00

場 所：わかくさ・プラザ「アテナ工業アリーナ（総合体育館）・2-1会議室」

出席者：（委員会委員）

北瀬美幸、佐藤 敦、山下仁美、鈴木克彦、佐伯義夫、長尾芳弘、村井義史、
宮本覚道、大岩寿喜子、河合慶子、向井 昇、松波和子、遠藤睦史、鈴木義成、
加藤倫子、橋本佳奈

欠席者：杉山喜美恵、亦野裕幸、大野英恵、鈴木専章

1 開 会

（事務局）

皆さん、こんにちは。全員揃いましたので、これより「令和7年度第4回関市子ども・子育て会議」を開催いたします。委員の皆様には、大変ご多忙のところ、また部会員の皆様には部会に引き続き、会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。当会議の進行を務めさせていただきます、子ども家庭課中林です。これ以降は着座にて失礼します。

本会議は公開となっておりますので、本日、傍聴の方がいらっしゃることをご報告させていただきます。

2 委嘱状の交付

（事務局）

続きまして、関市子ども・子育て会議委員の委嘱状の交付でございます。委員の皆様のお名前は、配布資料2枚目の委員名簿に記載のとおりでございます。委員の任期は2年間となっております、今回令和7年10月24日付けで皆様を委員に任命させていただいております。20名の委員の内、新任の方が1名、継続の方が19名でございます。

山下市長から委嘱状を交付させていただきます。皆様のお席に参りまして委嘱状をお渡しいたしますので、その場でご起立いただきますようお願いいたします。

なお、委嘱状につきましては、最初の方のみ全文を読み上げさせていただきますので、ご了承願います。

【委嘱状交付16人（出席委員）】

以上で、委嘱状の交付を終わります。

続きまして、山下市長よりご挨拶を申し上げます。

3 市長あいさつ

（市長）

3連休明けの火曜日、本当に皆さんそれぞれお忙しい中、こうして本日の会議、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。委員引き続きの方もいらっしゃいますが、今日から、今日

というか正式な日にちとしては10月24日からでしたが、また新たな2年間ということでお世話になりますけども、どうかよろしく願いいたします。

4月の会議でもご挨拶をさせていただきましたけれども、また、こういう形でご挨拶をさせていただくわけですが、ご存じのように来年度、仮称でございますが、こども・若者の権利条例制定に向けてですね、子ども家庭課の方でいろんな取り組みをしてくれております。

高校生たちに講演をしたり、あるいは町の中でそういった検討をする会議も開催をしてくれておりますし、それから年明け1月の31日でしたか、市役所の議会棟でこども議会というものを開催して、また、若者やこどもたちから生の声をお聞きしたいなど、そのようなことで今までなかった、こどもたち、若者たちの声をしっかり聞く機会を設けているというふうに思っております。

そんな市の取り組みもそうでございますが、こどもたちに対しては、いま国の方もですね、新年度といいますかこの春に、こども1人2万円ということで、手厚い支援が始まるわけでございますし、ご存じかと思いますが、市の方も保育園・幼稚園の給食費を、この10月から無償化ということを開始いたしました。

来春から、学校の、いわゆる小学校ですね、小学校の給食費の無償化ということで国において始まっていきますけれども、市は、義務教育とは別でですね、保育園も幼稚園も、給食費を支援しようというふうに手厚くしているところでございますので、ぜひそのあたりもしっかりと、皆さんのご意見いただきながら、より充実ができればなというふうに思っております。

そうは言いながらも、こどもたちがなかなかこう増えないという、言い方が変ですけど、こどもたちが減っていくことに歯止めがかからないということでございます。8年なり、10年近くで半分とは言いませんがそのぐらいの数が減ると。いま出生数が年間400人弱ぐらいですかね、赤ちゃんの数はそのぐらい、10年ちょっと前だと倍ぐらいいらっしゃったのが、今半分ぐらいになってしまっているところでございまして、我々自治体もそうですが、さっき申し上げた国もいろいろ手を尽くしているわけですが、なかなかこう実を結んでないということでございます。そのあたりにつきましても、皆さんにまたご意見を賜りたいということなんです。

今日この全体会の前に部会を開いていただいたということで、続きの方もあろうかと思いますが、保育園もそのこどもたちが減っていく中で、保育園等もですね、関市に今まであるものを今後どういうふうにするかという形にしたらいいかということもやっぱりご意見いただきたい。

公立はそれなりに縮小する予定でいるんですけど、ご存じのように市の面積も広がりますので、縮小すると田舎の方が無くなっちゃうとことが、なかなか難しいわけでございますので、そのあたり、民間と公立のあり方がある中で、どう整理していくか非常に難しいところです。人の財布に手を突っ込むようなもので、非常に難しい話かも知れませんが、とはいえ応援をしていくべき施設でございます。適正な施設の配置が必要なのではないかなということも私も思いますので、それぞれの立場で、ぜひこのご意見を賜りたいというふうに思います。

様々な課題は多くございますけれども、しっかりと子育てができる、そんなまちになっていければなというふうに思いますので、引き続き皆様のご支援賜りますようお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。お世話になりますが、よろしく願いいたします。

(事務局)

ここで、山下市長は、次の公務がございますので、ここで退席とさせていただきます。

【市長退席】

あらためまして、当会議委員は名簿のとおり 20 名の方に委嘱をさせていただいております。本日ご欠席の方は、「私立保育園保護者代表 亦野様」、「関商工会議所女性会会長 大野様」、「私立保育園代表園長 鈴木様」「東海学院大学短期大学部幼児教育学科教授 杉山様」の 4 名でございます。委員 20 名のうち会議出席者 16 名となり、本日の会議は委員の過半数の方に出席いただいておりますので、関市子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項の規定により、会議を開く要件を満たしていることを報告します。

ここで資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

不足の資料はございませんでしょうか。

本日の会議の終了時刻は午後 5 時 00 分を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

4 会長・副会長の選出

(事務局)

次に、会長、副会長の選出でございますが、関市子ども・子育て会議条例第 5 条におきまして、「会長及び副会長 1 人を置く」、また「委員の互選により定める」と規定されております。事務局案といたしましては引き続き、会長に東海学院大学短期大学部幼児教育学科教授、杉山喜美恵委員さまに、副会長には、関市社会福祉協議会会長、北瀬美幸委員さまにお願いしたいと思っておりますので、ご承認をいただけるようでありましたら、拍手をお願いいたします。

【委員 拍手】

ありがとうございました。それでは、会長は杉山喜美恵委員に、副会長は北瀬美幸委員にお願いしたいと思います。

これからの議事の進行につきましては、関市子ども・子育て会議条例第 6 条により「会長が会議の議長となる。」とありますが、杉山会長が急遽欠席でございますので、関市子ども・子育て会議条例第 5 条第 3 項により、議長は北瀬副会長をお願いいたします。恐れ入りますが北瀬副会長は、前方の議長席へお願いいたします。それでは、これからの議事の進行につきましては、北瀬副会長に進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

5 協議事項

(北瀬副会長)

あらためまして、副会長に選出をしていただきました北瀬と申します。皆様方のご協力により円滑に進めていければと思いますので、よろしくをお願いいたします。ではこれからはつきましては、着座にて進行させていただきます。

それでは次第に沿って進めていきたいと思います。協議事項といたしまして、こども・若者の権利条例について、事務局の説明をお願いします。

(1) こども・若者の権利条例について

【資料に基づき事務局より説明】

(北瀬副会長)

ありがとうございました。事務局からご説明いただきました。これは現状の案の要点の説明で、それぞれのこの骨子の欄が条文でいう内容を表している。それには背景や理由があって、そして1つぐらいのねらいが書かれている、そういうスタイルで、それぞれ1条から33条まで、ご説明をいただきました。

これを全体にご意見をいただくのですが、ちょっとボリュームもありますので、1ページから2ページ、3ページから4ページというふうに、それぞれ区切って、ご意見やご質問をいただきたいと思います。

それでまず1ページの第1条から2ページの第8条の中を中心にご意見いただきたいと思えます。最後にまた全体を通して、ご意見いただく時間もあると思えますので、まずご意見ある方がいいかでしょうか。

(河合委員)

第7条、保護者の役割というところ。「保護者は最善の利益を優先し愛情を持って養育し、」とあるんですけども、最善の利益とは、何を具体的に指すのか教えていただきたいです。

(事務局)

この最善の利益っていうのは、条文の方を見ていただきますと、こども・若者の最善の利益ということで、こどもにとって一番よいということ。

ちょっと抽象的な表現ではあるんですけども、こどもたちの意向を最優先に考える、いわゆる、これまでですと、こどもの意見よりも親の意見が勝っていた部分があるのですが、今後はこどもの思いを最大限に配慮するという、そういうような趣旨となります。

(河合委員)

利益という言葉のイメージが膨らんで、違う方向のベクトルに行きそうでしたので。ありがとうございました。

(長尾委員)

第8条に関わってですけども、さきほど説明の中で、「市民等」とは何かを説明していただきましてありがとうございました。

条例の施行にあたっては地域コミュニティの役割がものすごく大事だと思って、まず市民等という場合は、市民一人一人がというのがあると思えます。

もう1つ弱いのは、さっきの地域コミュニティの主体が誰かというあたりが、ここで明確に出てこない、例えば地域委員会、先日子ども家庭課の皆さんが地域連絡協議会に参加されていてよくわかると思うんですけども、地域委員会も皆頑張っていて、こども部会とかを作りながら、こどもたちを見守ること、育てることをやっている。どこかその主体の中に、地域社会がとか、地域委員会がとかを入れると、私たち自治会に関係する者が、地域委員会に関係する者が意識をしながらやっていけるのではないかなということなので、新たな条文を設けるのは難しいと思いますが、どこかでこうちょっと括弧書きで説明等を入れていただくと、主体がはっきりするんじゃないかなということを思います。以上、意見だけです。

(事務局)

ちょっと今回は、第2条で用語の定義を省略してありまして、このあたりで示そうと思っているんですが、ちょうどいわゆる、この条例は、保護者や子育てに関わっている人のみならず、市民、事業者も含めてですが関市の人々が、他人事にならずに自分ごととしてとらえてほしいというふうに考えております。そういった意味で、長尾委員おっしゃったように、どういう表現をすると、この条例が皆さんに響くのかというところで、今ちょっと模索をしているところです。

そういった意味で委員の皆様からも、もっとみんなに当事者意識を持ってもらうためにはこういう用意の方がいいとか、こういうのを入れたらいいよという、さきほどちょっと事務局の説明で市民等の中に事業者というのがやはり入ったんですけども、事業者もちょっと、あえて今、グッと外に出して、事業者で役割を持ってもらったらどうだろうということで、ちょっと思い切っています第10条です。事業者なんですけども、皆様にそういう視点でのご意見をいただけると嬉しく思います。

(北瀬副会長)

「市民等」の言葉の意味するところはすごく大きくて、多分、市民一人一人、すべての人を指すということかなと。住民登録が無くても、関市に関わっている人すべての方のことをおっしゃったんだなと思いますが、それがよりわかるような表現を、これからまたご意見があれば、またそのように頂戴していければなと思いますので、よろしく願いいたします。

他にこのページでのご意見いかがでしょうか。

(松波委員)

第4条の「共生的態度」とは、多様性というメリットがあるのか、どうでしょうか。共生的態度を育むとはどういうことでしょうか。

(事務局)

これは、ちょっとわかりにくい表現を使ってしまったんですけども、共にというか、周りと一緒にという意味でありまして、こどもの役割というのは、こどもの中でも、中学生以下というか比較的低い年代のこどもを指しているのですけれども、その対象の皆さんには、自分だけじゃなくて、他者と一緒にご協力してやっていかなければいけないというのも、こどもの権利の1つなん

だよという、そういう意味であります。そのイメージで、小学生、中学生ぐらいには、自分だけではなくて、友達と一緒に、そういうような他者と共にというように思いを込めております。

(松波委員)

つまらないことですが、よく「熊と共生する」なんて話が時々出てくるので、この共生という言葉を使うのはなかなか難しいかなと。どちらかというところと隔離するとか、線を引くとか、そういうような意味で、共生の言葉が使われているような気もするんですよね。

「人と熊の共生」ということを最近よく言うので、その辺で共生という言葉の使い方がちょっと難しいかなと思いました。

※共存のイメージ

(北瀬副会長)

意図のところに書かれている共生的態度という言葉は、その条文の本文の中に、「一人一人の考え方の違いや個性があることを認め、それでみんなが一緒になって元気に成長するように努める」というところが、この共生というように言葉にされたので、多分、長く書けなくて、そのために一番適している言葉を選んで、使われたのだと思います。

また違う意味で共生というのは、いま松波委員がおっしゃったような考えもあるので、条文のときには、どっちかなんて迷わないように、やっぱりわかりやすい条文にしていくということが基本です。

ご意見いただいた内容もよくわかりますので、事務局もそれは注意していると思いますけれど、これからもよろしく願いいたします。

※条文には「共生」という言葉はない。

(宮本委員)

条文の方の2ページ目ですか。第2章第3条の二、失敗を恐れず挑戦するとありますが、失敗を恐れない人っているのかなと思います。

私も幼児教育をやっておりますけれども、この言葉、あまり軽率に発言しないほうがいいかなと。失敗を恐れてもいいのかなと思います。ですがそこで交代していく（戻ってこられる）という表現がいいと思いますので、これはちょっときれい事すぎるのではないかなと思います。

(事務局)

宮本委員が言われた、それはちょっと壁になるのですが、あえて関市は、それを今度乗り越えるという意図も取り入れてあるのですが、いわゆる自己肯定感がなかなか高まらないとか自己有用感がないという中で、今後の1つの切り口としては、いわゆるこういう挑戦する気持ちを持ち続けて、チャレンジをしてそこで、何か達成をして自己肯定感・自己有用感を得るというサイクルにならないかなという思いの中で、こどもたちとの意見交換でも、ちょっと出たキーワードが、こういうことでありました。このあたりもまた、どういう表現が条例として適しているかを、思いとしてはそういうことで入れてあります。

(宮本委員)

私もこの「失敗を恐れず」はいいことではありますが、いろんな引っかけがあつて、いま言っているのですけども、私はこれ「勇気ある一步を踏み出す」みたいな表現がいいかなと思います。失敗を恐れない人なんて、やっぱりなくて、それはこの挑戦が博打になってしまったらいけないと思うものです。

(北瀬副会長)

挑戦というか、何かをやりたい気持ちを育ててくださいというようなことが前面に出た方がいいですね。いかにも、ちょっと失敗を恐れずというのはきれい事のように聞こえてしまうというのは、ちょっとありますね。そんな気はいたします。

また違うご意見もあるでしょうから、これはちょっとまた次へということにして、最適な言葉選びに時間をかけてくださるよう、お願いします。

(橋本委員)

ちょっと今日、実は私のこども小6の娘が学校に行かなくて、親子げんかをして、初めての家出をして、近所に行っちゃったと。でもこれも私は見方を変えたら、家出して、そして近所の人之家にピンポンして、そこで上げてもらつてという、いい意味で挑戦だと思うんです。これを挑戦と受け止めるのかというのは、それは受け止め側の次第なのかなと思っています。

だって、そうですね失敗は私も恐れるし、恐れないでねと言っても失敗はやっぱりありました。大人ができることは失敗してもいいよという環境づくりであつて、やっぱり、やる気を出すことだけでいいと思います。

私も意見がいくつかあります。すごく全体が変わつて良かったと思いますし、前文の中の「こども・若者の声はまちづくりの原動力である」というところはすごくいいなと思います。こどもたちがとりあえず未来の主人公として、同時に地域の一員として、応援していきたいなど。この中で、こどもからの意見として、「このあたりを作っていくんだよ」と説明したら、主人公って駄目なやつが多いよねみたいなことがありました。が、これはちょっとよくなかったかもしれせん。

その後の「中学生、高校生、大学生が繰り返し訴えた言葉を重く受け止める」というこの部分が前文にあります。ずっとこの条例は残つてしまうので、これはあくまでも、今年だけの導入部分で、できたら保護者の願いとしては、小学生の声、あとは保育園・幼稚園の声、赤ちゃんは難しいですけども、赤ちゃんを育てているお母さんたちの声とかも入れてほしいので、この部分は全部から外して、こういった声でできましたというところでは、外してもいいのかなと思います。

あと次のページの第3条の五のところ。プライバシーが守られる権利ですが、これは、こどもの声として、インターネット環境でのプライバシーが守られていないというところで、出てきた話で、デジタル環境からという言葉がついたかなと思うのですけれど。デジタルインターネットの掲示板ではないですが、個人情報さらされることを懸念すると思うのですけど、噂話とかで

も結局プライバシーだと思うので、あまりデジタル縛りにしないほうがいいですし、それか何かもう1つ加える方がよいかと思います。

あとですね、ちょっと検討していただければくらいなんですけれども、子ども・若者の権利を保障するための役割で、この役割が出てきている子どもが、「一人ひとり考え方の違いや個性があると認め」と書いてあるんですけど、子どもたちが認めるよりもやっぱり、先日の子ども未来みんなのひろば会議の中でも話がありましたが、子どもの権利があるとことを大人が知っているのかということで、大人が知らないと、そもそもそんな環境は作れないという話です。

一番最初に、ここに関市民の役割ということで、関市民自体が、みんな一人ひとり考え方の違い、くせがあるとか、多分子どもの権利を知っているという前提で、市民の役割を一番最初に持ってくる。

それが一番ベースになって次に進んでいきやすいのかなというような感じがしました。あまり子どもに、子どもが認めるんだよというのではなくて、私たち全部が認めてその中で子どもが生き生きと育つという方が、何かこうじっくりくる気がします。

(北瀬副会長)

お子さん大変でしたね。いただいたご意見、そして第3章の順番ですね、役割の表記の順番をどういうふうにしたらいいかというのは、ここだけのことではなくて全体のバランスもありますので、また事務局等で考えていただきながら、この会議でご意見、紹介できるような形で進めていただければと思いますのでお願いします。

時間もございますのでこの1～2ページの質疑についてはこれで終わりとさせていただきます。最後に、全体の意見を頂戴いただく機会もありますし、電話などでもいただければと思います。では3～4ページの内容の中からご意見がございましたら、お願いします。

(佐伯委員)

第9条にですね、育ち学ぶ施設の役割というふう書いてあって、前段はまさにそういうようなことかなと思うのですが、後段にですね、差別・いじめ等の相談体制の確保に努めるものとするところちょっと違和感があります。

第17条にも同様の相談体制確保が明記してあって、正直どの条文にも、その確保というのが付けられるような内容になっているので、あえてここに付ける必要はなく、第17条にも関わってしまって、そのような感じで書かれて、むしろこの育ち学ぶ施設の役割をもう少し拡大するような条文のほうがよろしいのではないのでしょうか。

2つ目ですけど、その相談体制ですが、今後これが条例化されているような形になっていこうかというふうに思うのですが、相談体制の確保というところをどのように依存されているのかなというのをちょっと確認したくて発言させていただきました。

これが条例化する、しかもこれだけパブリックコメントであったり、お子さんたちとの意見交換をやっている中で、実際相談をしたけど、全然裏切られたってことになるのですよ。二度と条文の意味をなさないとなると、やっぱりこの辺の体制整備っていうのは一刻を争う、軽々に相談体制の確保ということじゃなくてやっぱり実態を伴ったような形で導入していかないと、

やっぱり一度失った信頼というのは戻ってこないというふうに思いますので、発言させていただきます。

あと、さきほど宮本委員が言われた、失敗を恐れず挑戦する気持ちのところですが、まさにそうだというふうに私自身も思います。失敗を恐れるなどというのは、確かに言いやすいことなんですけど、むしろそれを周りがフォローするための条文だと思いますので、なんかトランポリンじゃないですけど。また戻ってこられるよというようなことを明記してあげたほうが、こどもの方は嬉しい。

行政文書の中では、カタカナ表記はよろしくないかと思うのですが。むしろ、若者に向けて発信する条文であれば、もう少しキャッチな言葉があるといいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。まず第9条につきましては、委員おっしゃるようにちょっと似たようなところが散見されるような状態になっています。この第9条に入れたいというのは、こどもたちのアンケートとか意見交流の中で、いろんな場所で相談ができる体制がほしいと。それは匿名であったりとかも1つ、こどもたちから出た意見が、そういう多様な相談の場所がほしいということがありました。この第9条は、施設として、ここ前段は何となく、もともとの役割としてすぐ理解してもらえるのですが、こういう相談体制みたいなどころについては、施設の役割としての認識がないんじゃないかな、そういうところを考えると、この施設に対しても、こういう役割を持ってくださいと。こうした意図を明確にすることで、今まで、そういう想定をしていなかった施設の意識がぐっと進むのではないかなという意図ではあるのですが、ちょっと重複のところがありますので、ご意見をもとに全体を見直したいとは思っています。

キャッチな言葉のことも、できるだけ委員のご意見を踏まえながら、見直していきたいと思いますが、ただ市の条例というつくりの構成上、こどもたちにとってわかりにくい表現もできてしまいます。

市の方としては若者、高校生・大学生と一緒に取り組みながら、条例は条例で作っていきませんが、この条例をもっと小学生とか中学生に、わかるように噛み砕いたものを、当事者である高校生、大学生が作りますということで、いま一緒に取り組もうとしています。より対象年齢が低い子たちのためのものというのは、高校生・大学生がこの条例の趣旨を理解し、わかりやすい表現で、作ってくれるということで、そういう取り組みも同時で進めておりますので、お伝えをいたします。

(佐藤委員)

第11条の保護者への支援のところ、保護者支援を行政責任として明確にさせていただいているというところは、保護者サイドとしても、非常に心強く、大変嬉しいところです。

ちょっと条文を見ている中で、例えば子育て支援、相談支援等の施策を講じ、こどもとの触れ合いの時間と共に成長するために必要な学びを提供するとあります。この中で、こどもとの触れ合いの時間の提供みたいなことは、それが市の責務というか、市がこうやれるものなのかというところが少し引っかかりまして、そういった触れ合いの時間を作るというのは、その前の事業者

の役割として、家庭での時間を確保したいところが、多分メインになってくるところかなというところでは。

少し付け加えると「時間」をいうところもちょっと引っかかるところでもあるので、触れ合いというよりはもう本当に子どもと一緒にあって、保護者の役割のところにもありますけど、一緒に成長していかないといけない部分でもあるので、何かもう少し踏み込む表現があるのかなと。時間はおそらく市では提供できないので、何かちょっと違う表現の方がいいかなというところを感じました。

(事務局)

ありがとうございます。委員おっしゃるとおりかと思えます。このあたりは見直したいと思えます。

(宮本委員)

いまの佐藤委員の意見で表記は変わるかもしれませんが、第 10 条のふれあいはひらがな、第 11 条の触れ合いは漢字になっています。そのほかのところも合わせて、表記を統一されたほうがよいかと思えます。

(北瀬副会長)

表記の方は、まだまだ十分でないところもあると思えます。全体を通して、パブコメ前までの最終的に皆さんに示されると思えますので、その都度また気づかれたところは、何かの形でお聞きいただければなと思えます。

(松波委員)

第 15 条の背景のところでは。早期発見と適切配置が記載されています。適切配置とは具体的にはどういうことを指すのかなということと、移行支援の話、ここに就学以降の話が出ていますが、就園の方もここに含めていく方がいいのかなというふうに思えますので、検討いただければありがたいです。

表現の問題だと思いますけど、骨子のところに、就学相談というふうで記載されているんですけど、ここも変わってくるといいなと思うのですが、適切な教育・保育体制の提供とありますが、適切な支援ではどうなのかなというのを感じました。

意図のところに、個別ニーズに応じての支援と書いてあるのですが、そのあと学習継続、学習というふうにありますので、意図としては、学齢児さんを対象に考えておられるのかなと思えます。やっぱり療育というふうに入っているとすれば、幼児期からのサポートということになるかなと思うのですが、この辺のご検討をお願いしたいと思えます。

(北瀬副会長)

事務局いかがでしょうか。療育とそれから保育と、そのあたりのすみ分け、学習ということなどについて。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。この第 15 条は、保育から学童期までもう少し上の年齢までを対象に考えているものでして、資料 1 の方ですと、骨子とか背景・理由したものが、ちょっと適切ではなかったかもしれません。

その適切配置という意図は、いわゆる特性をという表現が正しいかわかりませんが、この特性を持ったその児童に対して、そういったとき、通常級がいいのか、支援がいいのかとか、そういう趣旨で背景・理由としました。

このあたりの表現とか、今の記載がふさわしくないというか、もう少しこういうふうにしたほうがいいのかという委員の皆様のご意見で直していきたいと思います。「体制の提供」を「支援」にするとか、そういうことでまた見直してまいりたいと思います。

(北瀬副会長)

教育・保育体制というのも 1 つの言葉の括りになっていると思うので、その他、支援だったり就園までだったりとか、療育と発達支援と 2 つのことが一緒に書かれているので、このあたりの表現の仕方っていうのが、ちょっと難しいかなと。

療育がより早いうちから、その子に合った支援ができればいいですし、引き続き一番いい形で、就学に行ってもらえばいいと思うのですが、また発達支援というのはまた少し、どちらかアプローチの仕方を考えないといけないところもあると思うので、そこをどうこの 2 行の条文で読み取れるかは少し難しいかなと思って、もう少し考えていただくといいと思います。

ではちょっと次へ移らせていただいて、5～6 ページでの、ご意見ありましたらお願いいたします。

(佐伯委員)

メディアリテラシーの教育であったりですね、どこかの条文にありましたデジタルリテラシーとかというような文言があると思うのですが、以前もこの会議で発言させていただいたことあるとは思いますが、生成 AI による卒アル画像ですね、いわゆる性的画像ができてしまうということがありますので、その時も確認させてもらったのですが、理念条例というふうになっておろうかと思えます。

そういうことではいけないと思っていますが、例えば、教員との連携であったりとか、専門職スクールカウンセラーの配置とかがあります。これはやっぱり部分的に弁護士とかを入れられる必要があるんじゃないかなというふうに思いますし、いま政府もその調査活動に入ったというような状況がありますので、本条文ができ上がって、条例ができ上がったタイミングで、おそらく国も先んじてそのようなお話しをしてくると思いますので、ちょっとその辺を先見的に見られて、配置されたらどうかと思います。

(事務局)

委員のご意見を参考にしながら、条例の中身について精査してまいりたいと思います。

(北瀬副会長)

法的なことがいろいろ絡んでくるが多くなっている時代ですので、子どもを守る、保護者を守る、また自分たち職員を守る必要があるということも考えると、しっかりとした検討ができるとよいです。ほかに何かご意見いかがでしょうか。

(橋本委員)

いろいろまとめてくださりありがとうございます。

「ふれあい」という言葉があったんですけど、第 22 条の大人によるふれあいの確保、保護者や地域の大人そのものがふれあう機会を持るとあって、下の条文の言葉では「交流する機会」と書いてあり、ふれあうとか、ふれあいとか、交流するが、何かわざと分けて使っているのか、そうではないのか。

何かその、ふれあうとは何でしょう、何かニュアンス的にすごく乳幼児だったり、かわいいものを愛するような感じがしまして、交流するの方が、私はじっくりくるなと思ったのですが、この辺りは皆さんの意見を、もう一度そういったものの整理で確認いただければと思います。

もう1つ下の第 23 条で、ちょっとどうだろうと思うのは、子ども・若者の主体性の尊重、子ども・若者の主体性を最も大切にするように努めるものとするというのがあって、この第 23 条が、さっきは前の段階の大人の役割的などころがありますが、ここに主体性の尊重を持ってきたのはどうしてだろうというのが、これは持っていけるなら、その役割の方でもいいのではないかと、そうではないのか、ここは皆さんの雰囲気だったりします。

主体性が最も大切なのだろうかというところもです。何かいまいち腑に落ちていない。あまり言語化ができていないのですが、これはまた子ども未来会議の方で何とかしようかなと思います。

あと私が「子どもまんなか社会」という言葉にじっくりきていなくて、これは国が作った言葉なのですが、うちのさっきの家出しちゃった小6娘の方にも「子どもまんなか社会」ってどう思うか聞いたら、子どもを中に入れて、子どもが真ん中にいて大人がぐるっと囲んでいるみたいで、それは嫌だなと。子どもの意見だけ聞いて、いい社会ができるわけでもないですし、しかも監視されている気がして、だって私はこの真ん中に置かれるのではなくて、この大人が輪っかに入るとしたら、私たち子どもは輪っかの中に入って、横でお手伝いをしたい。みんなでしゃべりたいということです。

私もその意見に賛成で、今でもこのフレーズ「子どもまんなか社会」と言っているのですが何か微妙だと思うんですよ。子どもの主体性を大切にするよりも、子どもとの対話、子どもの意見を取り入れて、ちゃんと大人も本当に話し合う関係が一番大切なのではないかなと思っているので、ここに主体性と書かれると何かこうどうかなと思ひまして。1つテーマとして、よろしく願いします。

(北瀬副会長)

まずその「ふれあい」と「交流」とを、あえてここで使い分けをしているのかどうかということと、それから子どもが真ん中に入って、見た目真ん中ということじゃなく、皆さんの心の中に

こどものことを大事にしようということが、そういう思いでやっているんだと思いますけど、あえてそれをどういうふうに、関市の条例として上げるかというところを、ちょっと橋本委員は、腑に落ちないというところはあるんじゃないかなと思うので、そのあたりを、まずは「ふれあい」「交流」がもし意図があるのであれば、お聞かせいただいて、ご意見を聞いていただいた上で、進めてはどうかと思いますけどいかがでしょうか。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。まず、特に意図を持っているわけではありません。

こどもたちとの意見交流の中で、ふれあう機会とかそういうワードが出たのでちょっと使っているのですが、特に意図はありませんので、適切に直していきたいと思います。

第 23 条についても、まさにこの関市のこれから条例で、関市民の皆様、こども・若者との関係とか、何を大切にすべきなのかみたいところを、また委員の皆様ともご意見を賜りながら、修正していきたいと思います。

(佐藤委員)

第 24 条のところ、こどもの安全・安心を守るための施策の推進ですけれど、関市の進めていく安全対策というところで、最近も国の方でも、ゾーン 30+だとか、生活道路とか、通学路の安全対策の面というのは、よく施策の配慮も重要視、反映されているので、まさにそのあたりを加味しているところはいいと思います。

ところで、前回の資料の中で、バスの便数が少なくて、居場所に行けなかったというアンケートの声があるというのがこの条例の理由づけのところから少し出ていまして、やっぱり高校生、中学生、交通弱者の部分については、やっぱりそういう、公共交通の移動というところも大事で、公共交通の利便性向上ということは書いてもらっていますのでいいかなと思いつつながら、やっぱり安全に移動できるだけじゃなくて、快適性が重要だと。そういう移動に対しても苦にならないように、そういったところも市が補っていいかなと。なかなか利用率が低くて、路線が廃止になっているところもありますけど、やっぱり行きたいところにちゃんとアクセスできる、そういった環境を市が整えてあげるの大事かなというふうに思いますので、安全だけに特化せず、そういった快適性の面も言っていたらいいかなと思います。

あと、この条文の最後の「こども・若者が安全に移動し、遊び学べる環境の整備を推進する」のところですが、何かこの安全対策の面を言っているのに、遊び学べる環境の整備みたいところが出てきているので、何かそのあたりの整合性を取ってもらえるといいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。そうですね、いま委員おっしゃられましたように快適性という視点も必要ですので、これもちょっと入れつつ、庁内でまた、施策として推進できるかっていうところを詰めていきたいと思います。最後のご意見についても、確かにちょっと違和感がある部分でありますので、またこちらの方で必要な見直しをしたいと思います。

(北瀬副会長)

公共交通の方は、他の部署で公共交通の活性化についてなど、いろいろ議題を検討しているかと思しますので、利便性もちろん、そこに快適性を入れるということ、こういった機会の中で意見が出たということ、庁内の中でも連携調整していただければありがたいなと思しますのでよろしくをお願いします。

他にはよろしいでしょうか。では、資料1での5～6ページは打ち切って、7～9ページから最後までで意見ありましたら、お願いいたします。

(村井委員)

第7章は「施策の評価」ではなく「施策の推進」という表現の方が、わかりやすいんじゃないかと。第31～33条の順番も、第32条の普及啓発から始めて、最後に評価・検証の方が、流れとしていいのではないのでしょうか。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。そのあたりも適宜修正をしてみたいと思います。

(北瀬副会長)

まだまだこれは条文の段階ですので、今後の具体的な評価ですが、検証についてはどうやっていくか、それをどういう基準で評価していくか、それはPDCAを導入していくのかなどが必要だと思いますので、順番なども含めて、もう一度考えていただければと思います。

(北瀬副会長)

私から1ついいでしょうか、9ページの第33条の権利擁護委員会についてです。市役所の中には、様々な人権擁護委員さんおられて、その権利を守るための相談を受けられるけれども、検討事項の中にもありますが、事務局としては、この委員会を設立し、どんな形で設けようと思っておられるのか。具体的な案があるならお聞かせいただきたいです。

(事務局)

事務局としましても、いま明確な委員会のイメージを持っているわけではありません。これも高校生や中学生との意見交流の中で、心配事としてどうしてもいじめとか差別とか、学校内や家庭において、心配事として上がってくる中で、第三者の検証をしてほしいと。ちょっと言いにくいですが、中学生・高校生の発言の中で、学校においても先生によって対応が違っていると、この先生は例えば見て見ぬふりをする。だから、そういう先生に対しては研修をしてほしいとか、第三者的な評価をしてほしいという、これは本当に一部の意見でしょうけど、子どもたちから、そういう声がありました。まずこういう体制ということで入れてありますが、既存のしくみもありますので、そういったところの効果的な活用を考えております。

あと、さきほど佐伯委員がおっしゃられたように、この条例もできるだけ理念にとどまらず、実際にその対策というか、新たなしくみみたいなものを入れた条例にしたいと思っておりますので、

さきほど言われたように実効性を高めるには、弁護士を活用するのも1つということであるならば、そういった方の活用も含めて、どうあるべきかというところを、これもまた委員の皆様と引き続き検討をさせていただければと思います。

(北瀬副会長)

相談体制とか、相談の窓口の人たちなど、ずっと関わっていかないといけない、このこどもの権利擁護委員会で、様々な市の他の機関にある委員会では、権利を守るためにはどうしたらいいかということを十分、いろいろと検証した上で、人選もそうですし、あり方もそうですし、ここで本当に何をすべきなのか、その他の事業に関わる言葉でも、ちょっと重要な問題になってくると思いますので今後、皆さんと一緒にそういったことについてもご意見いただければと思います。

(佐伯委員)

さきほど出た第24条のこどもの安全・安心を守るための施策の推進。内容を見せていただくと、日常で活動する範囲にしてあります。関市は、防災にも力を入れておられますので、避難所とかですね、やっぱりそういう場合で考えられたらどうか。

避難所における、こども、女性など、いわゆる弱い立場から被害に遭われることが多いので、やはり災害の時もやっぱりこどもが主役だっというようなことを、意識づける上でも必要ではないかなと思います。

(山下委員)

第26条のいじめ防止と対応のところ。条文では、いじめなどが発生した場合、被害者に対する支援及び再発防止のための措置を講ずるとあります。被害者にフォーカスするのは、もちろんあると思いますが、加害者へのカウンセリングも重要かと思います。

例えば、なぜそういう暴力をしたのかなど、そういった加害者側からの視点もちょっと足してほしいなと思います。解決までの実現のため、再発防止のための措置というのは、含まれているかもしれないのですが、個人的な意見としては、条例に実際に実現するためのものとして考えられているとのことでしたので、ぜひ条例の中で、加害者への何かを入れてもらえたらと思います。

(北瀬副会長)

佐伯委員のご意見は、防災に関わる場所でも実はそういった案件は出てきていると思います。せっかく同じ関市の中でいろいろ条例などがあるので、そちらの方も考慮しながら、こどもに関するところも出したらどうかというようなこと。

それから、山下委員の意見、被害者になる、被害者になってはいけないとか、場合によっては加害者になる場合もある。そういった両面から若者支援していけるような、なんかそういう表現が必要ではないか。それをよく両者を受けとめて市が解決していくんだということが現れるといいかなと私は思いました。

(事務局)

委員の皆様が言われましたとおり、その視点が事務局として足りていませんでした。参考にさせていただきます、条例の検討を進めたいと思います。

(橋本委員)

また細かいところですが、1つ目は、第29条の貧困の防止のところですか。これは文章がどうこうではなくて、ひとつ上の第28条の子ども・若者の暮らしの確保のところにも経済状況というか、貧困という言葉が入っています。あと、このもっと前の第14条第2項にも、市はすべての子ども・若者が利用できるよう経済的負担を軽減する支援と書かれていて、またここにも、目が右往左往してしまって、とにかく経済的負担を取り除きたいという思いが入っているかなとは思いますが、何かどこかまとめてしまった方が、今後条文をアップデートしていくときにもわかりやすいと思うので、1箇所ですべてまとめられるとよいです。

もう1つ、これも重複しているなと思ったのは、第30条の研修支援のところと、第12条の育ち学ぶ施設における体制整備のところにも、定期的研修とかがかぶっているけれど、対象者が違うのだろうか。どちらかというとなら第30条では、子ども・若者自身の参画を促すとか書いてあって、この研修は子ども・若者向けなのだろうかと思うのですが、中を見るとファシリテーション、デジタルリテラシー、差別防止等ですので、前の方の施設の職員に対する研修も軸は同じなんだろうと思います。

対象者が違うのだろうかとかそのあたり、せっかくの条文がぼやけてしまうので、もし打ち出したいのであれば、そのファシリテーション、デジタルリテラシー、差別防止等を入れてもいいのですが、今後もこの子どもの権利をさらに深める研修ぐらいにして、どちらか1箇所ですべてまとめて、それは若者向けなのか、大人向け・教職員向けなのかというところをもう1箇所ですべてまとめて、それぞれやるのであれば、それぞれやる位置に、1個2個3個ですべてまとめればよいかなと。

研修支援に関しては、どちらかというとなら村井委員がおっしゃったように、第7章は施策の評価ではなく、施策の推進で普及啓発、評価・検証があるのであれば、研修支援は施策の推進の方に入ってくると思うので、その推進の中でこういった研修を子どもも大人も教職員も一緒にやるというふうにまとめられると見やすくなるかなと思います。

(北瀬副会長)

皆様からのいろいろなご意見を取り込んでいくと、どうしてもそこまで入れられない条文が出てくると思うので、全体をまたまとめていただいて、並べ替えや組み替えをお願いして、またお示しいただければなというふうに思います。

ひととおり熱心に、ご質問やご意見いただきまして、ありがとうございます。

さきほども申しあげましたけれども、今後もまた、思っていた意見がちょっとどこかで出てくることかあるかなと思います。Logoフォームでも電話でも結構だと思います、また事務局の方にご一報いただければ、この条例がブラッシュアップすると思うので、よろしくお願いします。

では、子ども・若者の権利条例については、これで一旦終わらせていただいて、次の報告事項に入らせていただきます。

6 報告事項

(北瀬副会長)

それでは、報告事項の2つ、(1) 保育所等適正化検討について、(2) 屋内遊び場施設整備について、まとめて事務局のご説明をよろしく申し上げます。

(1) 保育所等適正化検討について

【事務局より説明】

(1) 保育所等適正化検討について、こちらにつきましては、本日この全体会の前に、部会を開催させていただきました。

この保育所等適正化検討部会において、これまで3回にわたりご協議をいただきまして、こどもの育ちを最優先とするという考えの下、将来にわたって、市全体ですべてのこどもが安全で質の高い集団生活を経験できる保育体制を確保することを最優先としつつも、地域単位における施設の必要性、児童によって保育施設の規模適性は異なるといったことから、行政及び公私立施設は連携をより緊密化して、画一的ではなく児童一人ひとりの健やかな成長を主眼において、取り組みを着実に進めてくださいというような趣旨の答申案を、部会の方でご協議をいただきました。

今日のご報告までなのですが、それとあわせて、関市公立保育施設の縮小・閉園計画ということで、少子化を踏まえて、関市全体の施設の集団の学びを確保するためには、必要な縮小・閉園を行っていくという考え方もあって、関市全体の保育所の適正化を進めるということで、次回の子ども・子育て会議で答申案を皆様にご協議をいただく予定でございます。

その後、皆様にご承認をいただきましたら、計画案のパブリックコメントで、市民や保護者の皆様に、公立保育施設の縮小・閉園計画につきましてのご意見を賜っていく予定でございます。

保育所等適正化につきましては、以上でございます。

(2) 屋内遊び場施設整備について

【事務局より説明】

続きまして(2) 屋内遊び場施設整備につきまして、ご報告を申し上げます。屋内遊び場施設整備につきましては、6月議会の時に、候補場所について、学習情報館3階を優先候補地として進めるということで、皆様にもご報告させていただきました。

保護者の皆様にアンケート等を取った結果を以前にご報告しましたが、その施設に対して、やはりある程度の面積を求めていらっしゃる、思い切り体を動かせることを望んでおられますし、ある程度年齢に応じたゾーニングであるとか、軽食や休息ができるスペース、こういうものを保護者が求めておられまして、大体今1,000㎡程度が、保護者の皆様が求めている施設ということで理解をしております。そういったところで検討を進めますと、やはり学習情報館3階ではそれだけの施設を用意することが非常に困難であるということから、今回、総合福祉会館の1階と2階、現在も使用している施設なのですが、1階と2階で、約1,200㎡ぐらいを確保して、候補地として整備していくこととしております。

ですので、施設候補地としましては、以前ご報告しました学習情報館3階でなく、総合福祉会

館を使って、1・2階合計約1,200㎡程度のスペースで、屋内の遊び場を整備していく予定でございます。

その内容につきましては、ダイナミックな活動エリアとあって、大きい子ども体を動かすことができるようなスペースと、それとは別に、想像力・知的制作をするような、そういったエリアを分けながら整備を進めていきたいと考えております。

今後の整備スケジュールでございますが、今年度予算計上はしていますが、この施設の候補地の選定に非常に時間がかかってしまった関係上、この12月定例会に補正予算として議案を提出して、そこで審議をいただいた後、予定では1月に基本計画・基本設計のプロポーザルと言って、民間事業者に対して、さきほどの1階と2階の約1,200㎡を使った魅力的な施設となるような、民間提案の募集をしたいというふうに考えております。

その後事業者が決定しましたら、市民の皆様ワークショップということで、施設の候補地は決まっていますが、限られたというか、今回整備する施設の中で、市民の皆様が求めるような施設というのはどういうものかという、そういった視点で皆様からご意見をいただいて、それを基本計画に反映をさせて、市民の皆様と一緒に整備していきたいと。ここでぜひ、関市民の皆様が求める施設というものを一緒に、計画として作り上げていきたいと考えております。

ちょっと予定どおり行くのかわかりませんが、令和10年度の供用開始ということでこのあたり、皆様がまたそんなに時間がかかるのかと思われるかもしれませんが、基本計画の後に実施設計があり、どうしても設計の期間の問題、日にちがかかるということもありまして、今できるだけ早くと思っておりますが、令和10年度に供用開始ができるように進めているところでございます。以上でございます。

(北瀬副会長)

ありがとうございます。今の2点の報告について、何かご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

(山下委員)

一保護者としてお伺いいたします。施設の利用料はどれぐらいの想定なのか。また、民間の方が運営されるのか、教えていただきたいです。

(事務局)

まだ決定ではございませんが、できるだけ市民の皆様の負担は、限りなく無しにしていきたいと思っております。

また、民間の方に運営をお願いすると、おそらく金額が有料になるのですが、今の段階では、そうではなく市の運営の方で、できるだけ市民の皆様のご負担がないような形で検討したいというふうに思っております。

(山下委員)

民間の方が運営をするということではなくて、民間の業者さんから、どういう遊び場にするか

という意見をいただくだけでですか。

(北瀬副会長)

さきほどおっしゃっていた民間の業者ですが、これからあの総合福祉会館を、こどもがそこで運動するとか、いろいろ作業したり、何かいろんなものを作ったりするための施設に改修していくにあたり、なかなか市の職員では、それをどうふうに変えたらいいかを設計をするのに、技術がないので、そういったものは民間の事業者さんに考えてもらって提案を受けると。その仕事をまず初めにやって、その提案を出される業者が多分何社かあると思うので、その中で一番、予算とうちの考え方が合った、その提案に基づいて、改修したほうがいいよという説明をまず作っていただくということです。

その後に、市民の皆さんにこういうふうな箱物を作りますけど、どんな感じがいいですかとか、今こういうことを考えているのですが、何かご意見ありませんかというのを、段階的に聞いていくというしくみになっているので、まずはその事業者さんが、そこをどういうふうに変えたらいいかっていう提案を受けるということですね。

その後の利用料のことについては、施設が出来上がった後に、直営として市だけで運営して行くかと思っているのか、あるいはこれだけお金かけたので、やっぱり利用してもらうのにお金をもらおうかっていう考えもあるかと思います。

まだこれから先ですけど、今の担当課の話を聞くと可能な限りと、ここでおっしゃってもいいのだろうけど、市が直接、市民の方からお金をいただくことは、今の段階は多分考えてないみたいな、そんな何かニュアンスで、場合によってはどうなるかわかりませんが、今の段階はそういうふうなのかと思います。

(事務局)

ありがとうございます。言葉足らずで申し訳ありません。北瀬副会長がおっしゃられたように事務局としてはということですが、そういうことも含めて、市民の皆様とのワークショップで利用料についてもご意見を賜っていきたいというふうに思っております。

(大岩委員)

まずその場所なんですけれど、簡単に学習情報館3階から総合福祉会館に変わったということですけど、その1階と2階は、いま現在使われていますよね。

お風呂がなくなるとかいろいろ聞いていますけれど、そこは具体的にいまも「(託児ルーム)あゆっこ」だったり、休日保育をやっていたり、それぞれの利用がある場所に、全天候型の遊び場を作ることによって、それらがどうなるのかなど。利用者の方がいっぱいいて、いろんな人が集っている。

この場所は、それらも含めてということになると、0歳から大きい子までが走り回れるというのは、どんな構想なのでしょう。

そのあたり、いまわかる範囲でいいので、ただ単にダイナミックな、知的好奇心になっているのではなくて、どんな構想でいらっしゃるのかなど。狭いから3階から1・2階に変わったと

いうけれど、それを本当に市民が望んでいるのかというのがちょっとあります。何か、作ることでありきで進んでいるのではみたいなどころもちょっと感じるので、そのあたりを教えていただきたいです。誰かがもう先導しているのかなど。そこをお願いします。

(北瀬副会長)

ありがとうございます。大岩委員の心配はよくわかります。

現在も使っているところに、そこへ工事をするということは、その間、それはどこにどうするのかということも含め、その 1,000 m²以上、1,200 m²であればそれでいいのかということも含めながら、ご意見をいただいたと思いますので、事務局からご答弁ください。

(事務局)

まず、こういう大きな屋内の遊び場を求める声があると説明いたしましたが、昨年からの子ども・子育てに関するアンケートとか、遊び場に関するアンケート調査で、一般の保護者の方、ちょうど対象年齢児を持つ保護者を対象にしたアンケートによりますと、整備を非常に望んでいらっしゃる。近隣市町には備えられていて、関市には無いものとして、やっぱり代表的にも挙げられるのが屋内の遊び場であるということです。

その中でも、求める施設像としまして、大きな面積がほしいと。そこには今の施設では、叶わないこととして、あそこの中で、小学生の高学年ぐらいの子が、バーッと走れるようなイメージというのがあまりできないと思うのですが、いわゆるその面積の関係とかゾーニングができていないので、非常に危ないという声を以前からいただいておりました。

わかき児童センターが、330 m²ぐらいなんですけども、その拡大版というか、拡張みたいなふうに1つイメージをしていただけるといいかなと思います。その 300 m²ほどが4倍ぐらいの大きさになるということで、それは1階と2階に分かれてしまうのですが、約 600 m²程度ずつというような今のイメージで、トイレとか廊下とか、そういう部分も含んで検討していくということです。

あくまでも市としては、この1階のどこをどういう遊び場にするとかというのが、あえて示しておらず、民間からの魅力的な活用策の提案を期待したいというふうには考えております。ただその中で、何も示さないと、全く求めるものと違う提案になってしまうといけないので、体を使って遊べるダイナミックな活動エリアと、やはり他の施設でも根強く人気がある、ままごとセットとか、いろいろな積み木であるとか、そういう知的遊具みたいなものも人気ですので、そういうワークショップなども含めたスペースも合わせて提案をいただこうと思っています。

もう1つ、あくまでもそのこどもの施設、屋内遊び場施設というものを、こどもだけの専用スペースではなくて、施設の特徴として、高齢者とか障がいのある方も今の施設を利用されておられますから、この施設は、そういった皆さんも等しく楽しめるような施設としていきたいということです。

そういう内容も民間提案に求めるものでして、こどもの遊び場の拡充というものの、これは今、現に施設を利用していらっしゃる、関市の多世代の皆様も等しく楽しめるような施設となるようにしたいと考えております。

(大岩委員)

条例第 24 条にも、それにふさわしい施設を確保するというのが書いてありますので、それに基づいての整理だとは思いますが。

ちょっと安心はしましたが、その工事の間、その子たち1年間ぐらいですか、どこに行くのか、どこで遊べるのかなということをおもいましたので、そのあたりもプロポーザルのときに、代替の場所を考えてもらえるような、こどもたちのその時間は、その年しかないので、3歳の子は4歳になっちゃうので、何かアンラッキーだったみたいなのにならないような、対応をお願いしながら、プロポーザルの中にそれを入れていただければなというふうに思いました。

(北瀬副会長)

総合福祉会館という建物が、これほどの福祉全体を見る建物だってことをあらためてやり直して、その高齢者からこどもまで、全員がここで楽しく、そういうコンセプトがあって、あそこを改修しようということになっているんだと思います。

既存の施設も現在、児童センターや社会福祉協議会もそうでありますけども、できれば、それぞれの立場で申し上げると、それぞれのところがその工事期間中、なかなか大変だと思うので、そういった配慮も少しずつ考えていただきながら、プロポーザルもそういった提案を受けていただけるとありがたいなと思います。

(橋本委員)

去年のこの子ども・子育て会議で、この屋内遊び場の話が出て、ここにいらっしゃる委員からも結構熱心に、そんな大きな施設が今いるのかとか、身近なところの遊び場にこどもは行っているのではないかとということでも再考いただいたのですが、やっぱり作るというところ、関市の中心地にできるということなんですね。

作られていくのだったら、大岩委員からも熱いコメントがありましたし、私もせっかくなので思っています。でもきっとまた作っても、ここは幼稚園と保育園代表の方とかがいらっしゃいますけれど、保育園などの幼い子たちは、前のめりで保護者さんたちが連れて行ってくれる方が多いのですが、やっぱりこの場所だと行けない、小中学生は自分たちで動く形は、なかなか作れないんじゃないかなというところがあります。

何か親が送るありきじゃない、さっき公共交通を快適にという話がありましたけれども、こどもたちだけでも、例えばこういう路線図だったら遊びに行けますというところも、安全快適確保をしてもらえると、例えば「古民家あいせき」は安桜小のこどもたちですごく賑わっていて、ゲームやり放題、さわり放題という話を聞いていますが、でもそれは保護者が送っていないと、こどもの居場所がないから、そこに行かざるを得なくなっていると。

あと、旭ヶ丘中のこどもたちに、ほしいアプリとかシステムがあるか聞いたところ、公園に誰がいるかとかを検知するアプリとか、公園で遊んでくれるロボットがほしいと。いま公園に行っても人は誰もいないし、こどもたちみんな習い事に行っていて、みんながどこにいるかわからないから、とりあえず家に居てしまう。そんな状態です。

場所があっても、そこに誰の友達がいるとか、公園のような作戦がないと、子どもたちが遊べないんじゃないかなという。気軽に行ける場所、友達連れて行ける場所というのは身近にほしいです。せっかく学校関係の人もみえますが、学校は使えないのかなと本当にひしひしと感じています。学校はほとんど立入禁止状態になっているので、本当はそんな学校とか、ふれあいセンターとか、そういった場所にも派生して、居場所を作ってほしいなと思います。

あと、この施設を作るときも、子どもへのアンケートをお願いしたいです。こんな施設はどうですかとか、この施設をあなたたちが利用できますかというところを、ちゃんと子どもにアンケートを取ってほしいと思います。これだったら僕たちは行けないというのであれば、行ける方法を平等に、やっぱりバスを考えると、何か子どもだけで行くとしたらこんな特典があるよみたいなものを作るとか。そんなふうに、子どもにアンケートを取ってほしいです。

あとは、小中高生の居場所が本当に関市内に無いと思うので、小中高生の居場所だとか、外国人の子どもが最近増えていると思うので、外国人の子どもたちも交流しやすいようなしくみというのをプロポーザルの中に盛り込んでいただければと思います。

(北瀬副会長)

さまざまな期待が、この整備には込められているので、またそれぞれ、これから建物ができたら終わりではなくて、建物ができた後の活用方法だったり、利用方法が大事なところなので、大きくその子どもの居場所という点からは、たまたまここにはできるけれど、他にもふれあいセンターだったり、学校だったり、地域の集会所だったり、そういった手軽に届く場所が一番いいな、そこに地域の大人がいる、そんな図がイメージできるようになってくれるといいと思っています。

今日は、いろいろたくさんご意見いただきまして、本当に貴重な意見がたくさんいただけたので、事務局がこれからこの事業を進めるにあたって、多分考慮していただけるとと思います。

ありがとうございました。時間ですので、進行を事務局の方にお返しさせていただきます。

7 その他

(事務局)

ご協議ありがとうございました。

それではその他といたしまして事務局から、(1)今後のスケジュールについて、ご説明させていただきます。

(1) 今後のスケジュールについて

【資料に基づき事務局より説明】

(事務局)

協議・報告事項とは別に、何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

8 閉会

(事務局)

それでは、これもちまして、令和7年度第4回関市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。

以上